

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日から2027年3月31日までの3年間
2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 働き方改革の推進により労働時間の適正化を図り、男女ともに働きやすい職場環境を整備します。

法定外労働時間等を次の水準とします。

- ①フルタイム労働者の法定時間外の平均…各月45時間未満
- ②フルタイム労働者の法定休日労働の平均…各月30時間未満

<取組内容>

2024年4月～ 社内システムにより社員一人ひとりの仕事が見える化し、業務のバランス調整や業務削減・効率化を図ることができるよう支援します。
直行直帰やリモートワーク、WEB会議を推進することで時間外労働時間を削減します。

目標2 不妊治療のための休暇制度を導入します。

それに伴い既存の生理休暇等の取得課題であった、用途を明かさずに休暇を取得できる仕組みを構築する。

<取組内容>

2024年4月～ 社員の不妊治療と仕事との両立に関するニーズの調査を実施します。
新たな休暇制度の作成と、取得しやすい仕組みを構築します。

以上